

生徒指導規程

生徒の生活に関する規則

(目的)

第1条 この規則は本校の校則に基づき学校内外における生徒の生活のきまりを定めるものである。

(居所)

第2条 生徒は保護者等の居所から通学するものとする。

2 止むを得ず保護者等の居所から離れて下宿する場合は保護者等の責任において下宿届を提出しなければならない。その際、家主又は同居人は保護者等に代わって監督指導できる責任者であることが必要である。

(通学)

第3条 通学は、学校指定の制服とする。ただし、学校行事や部活動等で、これによらないやむを得ない事情がある場合は、審議の上、校長が許可する。

(校内生活)

第4条 校内生活に関する次の事項についてはそれぞれ関係教師の許可を得なければならない。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 校内掲示 | － 口頭 － (生徒指導部) |
| (2) 授業時の教室の出入り | － 口頭 － (授業担当教師) |
| (3) 放課後の居残り | － 口頭 － (関係教師) |
| (4) 雑誌・印刷物の作成・配布 | － 口頭 － (関係教師) |
| (5) 印刷物の作成・配布 | － 口頭 － (関係教師) |
| (6) 金銭物品の徴収 | － 口頭 － (関係教師) |
| (7) 学校施設・器物の使用 | － 校舎借用願・口頭 － (事務・関係教師) |
| (8) 集会の開催 | － 集会許可願・口頭 － (生徒指導部) |

(校外生活)

第5条 夜間の外出は午後9時までとする。止むを得ず午後9時以降の外出をしなければならない時は保護者等との同伴を原則とする。

第6条 男女交際に当たっては節度を守り、良識に反することをしてはならない。

第7条 法律・条例等により高校生が禁じられている場所に入入りしてはならない。

第8条 保護者等に無断で外泊することを禁止する。

第9条 旅行する場合は学校に旅行許可願を提出すること。

(校外行事参加)

第10条 校外において、各種団体が実施する競技大会・研究・調査・スポーツ・旅行・登山・キャンプ等に参加する時は、保護者等の同意書を添え、校外行事参加許可願を提出して許可を得なければならない。

(アルバイト)

第11条 アルバイト許可願を提出して許可を得なければならない。

2 アルバイトに関する規程は別に定める。

(服装)

第12条 服装は学校で定められたものによらなければならない。

(整容)

第13条 服装・容姿は常に清潔で質素・端正にし、生徒としての品位を保つようにする。

(制服・整容に関する細則)

第14条 制服整容に関する細則は別に定める。

(生徒手帳及び学年章)

第15条 生徒は外出する際は、常に生徒手帳を携行しなければならない。

2 男子制服の右衿には校章・左衿には学年章を、女子制服の左衿には校章を付けなければならない。

(諸願届)

第16条 学校生活をする上で必要と認められる場合、次の諸願届を提出しなければならない。

諸届	種 類	文書・口頭	経 由
願	退 学	文書	HR担任を経て教務部→校長
願	休 学	文書	HR担任を経て教務部→校長
願	転 学	文書	HR担任を経て教務部→校長
届	欠 席	文書・口頭	HR担任
届	忌 引	文書・口頭	HR担任
届	遅 刻	文書・口頭	HR担任と教科(授業中の場合)担任
届	早 退	文書・口頭	HR担任と教科(授業中の場合)担任
届	欠 課	文書・口頭	HR担任と教科担任
願	自転車通学許可願	文書	HR担任を経て生徒指導部
願	異 装 許 可 願	文書・口頭	HR担任を経て生徒指導部
届	紛 失 届	文書・口頭	HR担任を経て生徒指導部
願	校外行事参加許可願	文書・口頭	HR担任を経て特活・生指部→校長
願	旅行許可願(就職・進学)	文書	HR担任を経て進路指導部→校長
願	旅行許可願(上記以外)	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
願	アルバイト許可願	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
願	自動車学校入校・免許取得願	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
願	祭 典 参 加 願	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
届	下 宿 届	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
届	被 害 届	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
届	交 通 事 故 報 告 書	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
願	集 会 許 可 願	文書	HR担任を経て生徒指導部→校長
願	掲 示 物	口頭	生徒指導部
届	診 断 証 明 書	文書	医療機関→HR担任→関係職員
願	通学定期証明書	文書	事務室
願	在学証明書	文書	事務室
願	借用願(校舎・物品)	文書・口頭	事務室か関係教師

第17条 この規則によることがむずかしい場合には必要に応じて審議する。

生徒心得

本校の校則に基づき学校内外における生徒の生活心得を定めるものである。

第1条 礼儀に関すること

- (1) 教職員に対しては、校内外を問わず敬愛の心をもって礼をすること。
- (2) 来客に対しては会釈し、礼を尽くして親切に対応すること。
- (3) 集会等においては説明者、講演者等に対し失礼な言動がないように注意すること。
- (4) 言葉づかいは、その人の人柄を表わすものであるから品位あるものとするように心がけること。

第2条 校外一般に関すること

- (1) 登校時刻を厳守すること。
- (2) あらゆる場面で品位のある態度と整容で行動すること。
- (3) 外出の場合には必ず行き先・目的・帰宅時刻を保護者に知らせること。
- (4) 交通規則を守ること。
- (5) 服装・所持品は華美を避け、質素清潔を旨とし常に整容を端正に保持すること。
- (6) 現住所・電話番号等、環境調書・個人指導カードの内容に変更がある場合は届け出ること。
- (7) 生活委員・交通安全委員は協力して校外の風紀の維持に努めること。

第3条 校内一般に関すること

- (1) 授業終了後は速やかに下校すること。ただし、特別な場合は関係職員の許可を得ること。
- (2) 始業ベルと同時に静粛にし、学習ができるようにすること。
- (3) 授業中の態度は、主体的、対話的かつ協働的であること。
- (4) 始業時から放課時までに校外に出るときは、担任に申し出て許可を得ること。
- (5) 金銭や貴重品は身体より離さぬようにし、止むを得ぬ事情のある時は関係教師に保管を依頼すること。
- (6) 不要な物品・金銭等は持参しないこと。
- (7) 携帯電話等は原則として使用しないこと。
- (8) みだりに金品の貸借はしないこと。
- (9) すべて所持品には必ず記名すること。
- (10) 所持品を紛失した際は直ちに教師に届け出ること。
- (11) ロッカーや机の中は常に整理すること。
- (12) 学校の器物を破損したり紛失等したときは、直ちに教師に届け出ること。
- (13) 火災・地震など非常の場合は、冷静に行動し職員の指示に従うこと。
- (14) 日直は生活委員と協力して、教室内の整頓や教室を空けるとき最後に消灯する等、校内の風紀の維持に努めること。放課後、教室を最後に出る生徒は窓を施錠しカーテンを開けておくこと。

第4条 保健衛生に関すること

- (1) 校内外の清潔・整頓の維持に努めること。
- (2) 清掃当番は全員が交代でこれに当たり、清掃の徹底・窓の開閉等に留意し、保健環境の清潔保持等に努めること。
- (3) 食事・睡眠休養・運動等に留意し、良好な体調を整えること。
- (4) 食事は所定の机上でとること。
- (5) 日直は保健委員と協力して保健環境の維持に努めること。

第5条 証明書類の発行に関すること

- (1) 各種証明書を不正に使用しないこと。
- (2) 証明書の交付手続きは昼休み終了までに提出すること。

服装・整容に関する細則

(目的)

第1条 この細則は生徒の生活に関する規則の第14条により、生徒の服装・整容に関することを定めるものである。

(制服)

第2条 制服については次の各号によるものとする。

- (1) 制服は本校指定のものとする。
- (2) 男子冬期制服正装

上着	5つ釦の標準学生服(黒)	[市販品]
スラックス	標準学生スラックス(黒)	[市販品]
ワイシャツ	学年色マークとグレー色校名刺繍入りレギュラーカラーシャツ	[学校指定]
ベルト	5穴ピン付き牛革ベルト(黒・オリジナル刻印入りバックル)	[学校指定]
靴下	標準ソックス(レギュラー丈ブルーのワポイント刺繍入りグレー)	[学校指定]
- (3) 男子冬期制服オプション(通学時は必ず上着を着用すること。)

ベスト	V首ブルーライン入り、ワポイント刺繍入り	[学校指定]
セーター	V首ブルーライン入り、ワポイント刺繍入り	[学校指定]
- (4) 男子夏期制服正装

スラックス	標準学生スラックス(黒)	[市販品]
ワイシャツ	学年色マークとグレー色校名刺繍入りポタンダウンカラーシャツ	[学校指定]
ベルト	5穴ピン付き牛革ベルト(黒・オリジナル刻印入りバックル)	[学校指定]
靴下	標準ソックス(レギュラー丈ブルーのワポイント刺繍入りホワイト)	[学校指定]
- (5) 男子夏期制服オプション(学校の指示に従って着用すること。)

ベスト	V首ブルーライン入り、ワポイント刺繍入り	[学校指定]
-----	----------------------	--------
- (6) 女子冬期制服正装

上着	学年別エンブレム付シングルブレリンセライン3つ釦ジャケット、襟に菊穴付	[学校指定]
スカート	ウェストタブ付18車ひだ飾りベルト付スカート	[学校指定]
スラックス	女子用冬スラックス(チャコールグレー)	[学校指定]
ブラウス	学年色マークとグレー色校名刺繍入りレギュラーカラーブラウス	[学校指定]
靴下	ハイソックス(ヒソクのワポイント刺繍入り濃グレー)	[学校指定]
	タイツ・ストッキング(黒)	[市販品]
- (7) 女子冬期制服オプション(通学時は必ず上着を着用すること。)

ベスト	V首ヒソクライン入り、ワポイント刺繍入り	[学校指定]
セーター	V首ヒソクライン入り、ワポイント刺繍入り	[学校指定]
- (8) 女子夏期制服正装

ブラウス	学年色マークとグレー色校名刺繍入り丸衿グレーライン入り裾パンスカー	
------	-----------------------------------	--

		[学校指定]
スカート	ウェスト付 18 車ひだ飾りベルト付スカート	[学校指定]
スラックス	女子用夏スラックス (チャコールグレー)	[学校指定]
靴	下 標準ソックス (レギュラー丈ビソクのワポ イト刺繍入りホイト)	[学校指定]

- (9) 女子夏期制服オプション (学校の指示に従って着用すること。)
- | | | |
|-----|-----------------------|--------|
| ベスト | V 首ビソクライン入り、ワポ イト刺繍入り | [学校指定] |
|-----|-----------------------|--------|

(服装)

第3条 服装については次の各項によるものとする。

- (1) 男女とも、儀式の際は正装とし、夏服期間は、夏期制服の正装とする。
- (2) 期間・移行期については、季節の変動と服装の着用方法を協議して学校が指示する。
- (3) 制服の改造は認めない。改造と認められた場合は学校の指示に従わなければならない。
- (4) 体育時の服装は学校指定のものとする。

2 [男女：儀式]

- (1) 男子冬服においては、標準学生服・スラックス・学校指定のベルト・長袖ワイシャツ・グレーソックスとする。原則としてベスト・セーターの着用は認めない。
- (2) 女子冬服においては、学校指定のジャケット・冬スカート (冬スラックス)・長袖ブラウス・リボン・黒タイツかストッキングとする。原則としてベスト・セーターの着用は認めない。
- (3) 男子の夏服期間においては、標準学生スラックス・学校指定の半袖ワイシャツ・ベルト・ホワイトソックスとする。原則としてベスト・セーターの着用は認めない。
- (4) 女子の夏服期間においては、学校指定の半袖ブラウス・夏スカート (夏スラックス)・ホワイトソックスとする。原則としてベスト・セーターの着用は認めない。

3 [男子：冬服]

- (1) 冬期制服は、標準学生服・標準学生スラックス、学校指定の長袖ワイシャツを必ず着用すること。学校指定のベスト・セーターを着用してもよいが、通学時は必ず標準学生服を着用すること。それ以外は、学校の指示に従うこと。
- (2) 冬服の右衿に校章、左衿には学年章をつけること。
- (3) ベルトは、学校指定のベルトを使用すること。
- (4) ソックスは、標準グレーソックスとすること。それ以外のスニーカーソックス等の着用は禁止する。

4 [男子：夏服]

- (1) 夏期制服は、標準学生スラックス・学校指定の半袖ワイシャツまたは長袖ワイシャツ・学校指定のベルトを必ず着用する。夏服でセーターの着用は認めない。それ以外は、学校の指示に従うこと。
- (2) ソックスは、標準ホワイトソックスとすること。それ以外のスニーカーソックス等の着用は禁止する。

5 [女子：冬服]

- (1) 冬期制服は、学校指定のジャケット・冬スカート (冬スラックス)・長袖ブラウス・リボンを必ず着用する。学校指定のベスト・セーターを着てもよいが、通学時は必ずジャケットを着用する。それ以外は、学校の指示に従うこと。
- (2) 冬服のジャケット左衿に校章を付ける。
- (3) スカート丈は膝頭中央に裾がくるようにし、それ以上短くしないこととし、折っ

たり切ったり等の改造は絶対しないこと。

- (4) ソックスは、学校指定のグレーハイソックス(肌色ストッキング着用可)とする。ただし、冬期間に限り黒タイツか黒ストッキングのみの着用とする。それ以外のスニーカーソックス等の着用は禁止する。

6 [女子：夏服]

- (1) 夏期制服は、学校指定の半袖ブラウス・夏スカート(夏スラックス)を必ず着用する。ただし、朝夕寒いときは、学校指定の長袖ブラウスを着用して通学してもよい。そのときは、リボンとベストを着用すること。原則として夏服でベスト・セーターの着用は認めない。それ以外は、学校の指示に従うこと。
- (2) スカート丈は膝頭中央に裾がくるようにし、それ以上短くしないこと。また、折ったり切ったり等の改造は絶対しないこと。
- (3) ソックスは、標準ホワイトソックスとする。それ以外のスニーカーソックス等の着用は禁止する。

(靴)

第4条 靴については次の各号によるものとする。

- (1) 校内における靴は学校指定のものとする。
- (2) 華美でないものとする。丈の長さは、踝が隠れる程度までとする。
- (3) 長靴・ブーツは靴箱に入るもので、華美でないものとする。

(カバン)

第5条 カバンを持って登下校することを原則とする。華美でなく、教科書等が十分入る機能的なものとする。

(コート類)

第6条 健康面を考慮して冬期にはコートの着用を心がけることとし、華美でないものを着用する。

(整容)

第7条 整容については次の各号によるものとする。

- (1) 化粧・マニキュア・眉ぞり等を行うことは禁止する。
- (2) ピアス・ネックレス・指輪・腕輪等の装飾品を身に付けることを禁止する。

(髪型)

第8条 髪型については次の各号によるものとする。

- (1) パーマ、カール、染色、脱色・エクステンション等を行うことは禁止する。
- (2) 女子の場合は、長さは衿の下の線を越える髪は結び、前髪は正面を向いて眉毛までとする。男子の場合は、長さは衿の下の線を越えないようにし、前髪は正面を向いて眉毛までとする。
- (3) ヘアピン・ヘアゴムの色は、黒・濃紺・焦げ茶色とする。

(異装許可)

第9条 定められた服装によることができないときは生徒手帳の該当欄に記入の上、許可を得なければならない。

アルバイトの許可規程

(アルバイト許可の基本方針)

第1条 長期休業中のアルバイトは、原則として休業期間中の半数を超えないものとし、午前7時から午後7時までの実働8時間以内とする。

長期休業中以外のアルバイトは原則として認めない。ただし、次の各号の条件に該当する者には審議の上許可する場合がある。

- (1) 家庭の経済事情でやむを得ないと認められた者。
- (2) 特別な理由によりアルバイトが必要と認められた者。
- (3) 就職が内定した者で、その雇用主からの依頼があった者。

2 次の各号の場合はアルバイトを許可しない。

- (1) 危険な作業を伴うもの、または酒類を提供する等、風紀上問題のある場合。
- (2) 宿泊を伴う場合。
- (3) 学業・その他に問題(成績不振者・生徒指導上の問題等)のある場合。また、一旦許可されても成績会議結果や生徒指導上の問題等によって取り消す場合がある。

(手続き)

第2条 アルバイトの願出にあたっては、保護者等またはそれに準ずる者が学級担任に連絡し、学級担任を経て許可願を生徒指導部に提出し、校長の許可を受けること。

第3条 許可願は長期休業中の場合は、休業開始までに提出すること。

(その他)

第4条 許可された者は必ず「アルバイト許可証」を携帯していること。

第5条 無許可でアルバイトをした者には、規程に従い懲戒措置をとる。

交通安全に関する規程

(目的)

第1条 生徒の交通事故防止と生命の安全を維持するため交通安全の指導に関する事項を定め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることを目的とするものである。

(自転車通学)

第2条 自転車通学をする生徒は、事前に自転車通学許可証を提出して許可を受けなければならない。

第3条 通学許可を受けた自転車には、学校指定ステッカーを後部泥除けに、学年・クラス・出席番号を記入して貼らなければならない。

第4条 自転車通学生は、常に交通ルールを厳守し、次の各号にある行為をしてはならない。

- (1) 車道の右側通行
- (2) 道路の斜め横断
- (3) 信号無視
- (4) 並進
- (5) 一時不停止
- (6) 二人乗り
- (7) 夜間の無灯火
- (8) 傘差し運転
- (9) 運転中の携帯電話等の使用
- (10) 両耳をイヤホン等で塞いで周りの音が聞こえない状態での運転
- (11) その他道路交通法や交通ルールに違反する行為

第5条 家族の運転する自動車に通学したときには、指定された乗降区域で下車または乗車し、送迎時のルール・マナーを守らなければならない。

(運転免許の取得)

第6条 普通自動車運転免許証および準中型自動車運転免許証の取得については、第3学年の10月以降、学校の指示があった日から自動車学校の入校を認めるが、事前に願いを提出し入校説明会を受けなければならない。自動車学校入校については、別に細則を定める。

第7条 在学中の自動車の運転を禁止する。

第8条 原動機付自転車・自動二輪車の運転免許証の取得及び運転を禁止する。

第9条 無断で運転免許証を取得した者には、規程に従い懲戒措置をとる。

(一般的注意事項)

第10条 人命の尊重、健全な学校生活の維持のために、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 家族以外の運転する自動車・バイク等には便乗しないこと。

(2) 電車やバス等を利用して通学する生徒は公共道徳を守ること。

携帯機器（電話等）使用に関する規程

(校内の原則使用禁止)

第1条 携帯機器については、校内での使用（充電含む）を原則として禁止する。ただし、送迎の連絡に限り、生徒昇降口での使用を認める。

第2条 関係職員の許可を得ることによって、送迎や緊急の連絡等に限り、校地内での使用を認めることがある。

(電子掲示板やブログ、SNS等のコミュニケーションサイトの利用に関する規定)

第3条 サイトを運営する管理者の定めたルールを厳守する。

第4条 常に相手への思いやりを忘れず、他人の心を傷つける誹謗中傷等の書き込みを絶対にしてはならない。

第5条 自他にかかわらず、顔写真や個人情報を用意に書き込まない。

第6条 有害で不適切と思われるサイトへの接続は厳に慎む。なお、犯罪や被害に遭わないようフィルタリング等の実施に努める。

第7条 架空請求等には絶対に応じない。なお、事案が発生した場合は、速やかに学校に連絡する。

第8条 家庭でよく話し合い使用ルールを決める等、不適切な使用によって学習活動に支障をきたさないようにする。